

市外犬に対する狂犬病予防注射済証等の取扱要領

平成 27 年 7 月 29 日設定

〈市外犬とは〉

- 1) 飼育者が在住する市町村以外で狂犬病予防注射（以下、予防注射）を受けた犬を「市外犬」とする。ただし、注射実施班等が近隣市町村と済票交付事務委託契約を締結しており、注射実施時に狂犬病予防注射済票（以下、注射済票）が交付された場合は除くものとする。

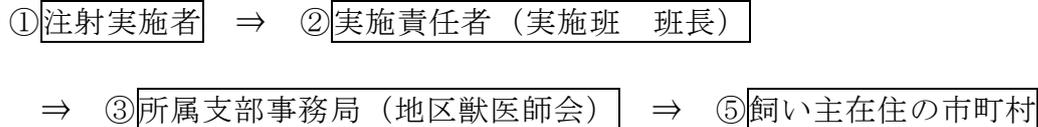
〈目 的〉

- 2) 「市外犬」に対しては、予防注射時に注射済票を交付できないので、飼い主に狂犬病予防注射済証（以下、注射済証）を発行し、飼い主がこれを在住する市町村へ持参して注射済票の交付を受けるのが基本であるが、これを補完するものとして、本会が注射済証を当該市町村宛に送付し、注射済票の交付を徹底させることを目的とする。

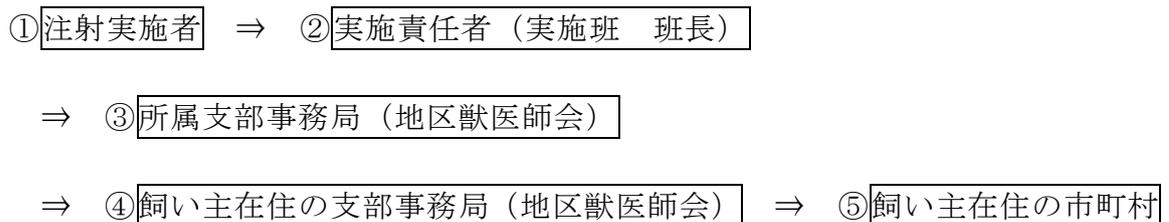
現在各市町村での注射頭数の把握は注射済票の発行数により把握している現状であり、このことで正しい予防注射実施頭数の把握に寄与できる。

〈注射済証（市町村用）の流れ〉

- 3) 同支部内市外犬の場合



- 4) 支部外市外犬の場合



〈注射実施者〉

- 5) 市外犬に対し予防注射を実施した場合、注射済証（3枚複写）を発行、注射済証（3枚目：飼い主用）を飼い主に渡し、在住の市町村役場において、済票の交付を受けるよう促すとともに、注射済証（2枚目：市町村北獣用）を月ごとにまとめ、注射月の翌月5日までに実施責任者宛送付する。

注射済証（市町村北獣用）の送付にあたっては、注射月、飼い主在住の市町村ごとにとりまとめ、北獣発行の狂犬病予防注射実施状況報告書（「参考様式」）に貼付する。

〈実施責任者〉

- 6) 実施責任者は、実施者から送付を受けた狂犬病予防注射実施状況報告書（狂犬病注射済証貼付）をとりまとめ、注射月、飼い主在住の市町村別の報告書枚数等を記載した送付文を付し、注射月の翌月10日までに所属支部事務局宛送付する。

〈支部事務局〉

- 7) 支部事務局は、実施責任者から送付を受けた狂犬病予防注射実施状況報告書（注射済証貼付）を飼い主在住の市町村毎に取りまとめ、支部内市町村の場合は翌月末までに市町村へ、支部外市町村の場合は、翌月20日までに当該市町村を所管する支部事務局宛に送付する。なお、飼い主が道外在住の場合、同手順により北獣本部事務局宛に送付する。

〈注射済証等作成上の留意点〉

- 8) 注射済証は法（狂犬病予防法施行規則）に定められた様式によることとなっており、北獣が頒布する狂注済証用紙（3枚綴り）を利用することが望ましい。ただし用紙サイズ（B6、横）が同一で、必要事項が網羅されていれば自作することでもかまわないが、①病院用、②市町村用、③飼い主用の3枚を作成すること。
この様式とは異なる市町村独自の用紙は当該市町村内のみでの利用にとどめ、市外犬の場合には利用しないよう留意する。
- 9) 狂注済証における注射実施月日、実施獣医師の住所、氏名等の事項は必ず記載するとともに、注射実施者印も忘れずに押印する。実施責任者は、これらの事項の記載漏れ等について確認し、不備がある場合は注射実施者に修正、再提出を求める。
- 10) 飼い主が転居予定で、転居先で登録、済票交付を受ける場合、飼い主の住所は転居後の新住所を記載する。なお、飼い主に対し転居後の市町村で登録の異動届けを行うよう促すよう留意する。
- 11) 注射済証（2枚目）の参考様式への添付は、必ず注射済証上端部分の糊付けとする（ホッチキス留めやクリップ留めはしないように）。参考様式の宛先は、「市町村名+長」とし、氏名は略して良い。

〈注射猶予〉

- 12) 「市外犬」に注射実施を猶予することが適切と診断し、狂犬病予防注射実施猶予証明書を発行した場合は、北獣発行の狂犬病予防注射実施猶予証明書3枚綴りのうち、3枚目の飼い主用を猶予対象犬の飼い主に渡すとともに、1枚目の市町村用を注射済証と同様の流れで支部事務局へ送付する。支部事務局は注射済証と同様に、当該市町村へ送付する。
なお、猶予証明書には参考様式のような貼付台紙はないので、市町村用をそのまま実施責任者（班長）に提出することとし、実施責任者（班長）は送付文にその枚数を記載し、支部事務局へ送付する。